

平成18年 5月 12日



各 位

会 社 名 株式会社レオックジャパン  
代表者名 代表取締役社長 小野寺 裕司  
(コード番号 2366 )  
問合せ先 執行役員経営企画担当 犬塚 毅  
(TEL . 03 - 5774 - 7500 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成18年6月29日開催予定の当社株主総会に、下記のとおり提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同第87号。以下、「整備法」という)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(同第13号)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

単元未満株式の権利を合理的な範囲に制限するための規定を新設するものであります  
(変更案第10条)。

株主総会の開催地の規制が任意とされたことから、株主総会をより柔軟に開催するため、該当する定款規定を削除するものであります(現行定款第12条第2項削除)。

株主総会に出席することができる代理人の数を1名に制限することを明確化するものであります(変更案第16条)。

取締役会の機動的な運営を図るため、書面または電磁的記録によりその承認を行うことを可能にするための規定を新設するものであります(変更案第27条)。

社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります(変更案第42条第2項)。

- (2) 上記の変更に加え、会社法、整備法、会社法施行規則、会社計算規則の施行に伴い、引用する法律条文や用語の変更を行うこととあわせ、章・条文の構成や順序、条数、一部表現の修正等をおこなうものであります。
- (3) 当社及び当社子会社の今後の事業の拡大・発展に備え、目的を追加するとともに、項目の統合および字句の修正等をおこなうものであります（変更案第2条）。
- (4) 当社は執行役員制度を導入していることに鑑み、役付取締役に係る規定を変更するものであります（変更案第23条第3項）。
- (5) 付則につきましては、不要となりましたので削除するものであります。
- (6) 整備法に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には次の定めがあるものとみなされることから、これらに対応する所要の変更を行うものであります。
- 当会社には、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の定め（変更案第19条、第32条および第43条）。
- 当会社は株券を発行する旨の定め（変更案第8条）。
- 当会社は株主名簿管理人を置く旨の定め（変更案第11条）。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当会社は、株式会社レオックジャパンと称し、英文ではLEOC JAPAN Co., Ltd.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) <u>医療機関(病院、医院)、福祉施設(老人保健施設、特別養護老人ホーム、ケアハウス、授産施設)の給食受託業務</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) <u>次の各施設における給食業務および施設の運営・管理業務の受託</u>  <u>医療施設(病院、医院)</u>  <u>福祉施設(老人保健施設、特別養護老人ホーム、ケアハウス、授産施設、有料老人ホーム、保育園等)</u>  <u>オフィスビル、工場、学校、大学、店舗等</u>  <u>食堂、レストラン、喫茶、ドライブイン、バー、スナック、ナイトクラブ、貸席宴会場等</u>  <u>研修施設、寮、保養所、ホテル、宿泊施設</u>  <u>スタジアム、レース場、ゴルフ場、遊戯場、イベント会場等</u></p>

(2) <u>和洋中惣菜の製造、加工、ならびに卸、小売</u>	(削 除)
(3) <u>食堂、喫茶、レストラン、ドライブイン、バー、スナック、ナイトクラブ、貸席宴会場の運営および出張料理ならびに宿泊施設の経営</u>	(削 除)
(4) <u>契約に基づくフードサービス(委託による食事の提供)業ならびに一般食堂、貸席、宴会の経営および受託</u>	(削 除)
(5) <u>医療機関、福祉施設等の医療経営に関するコンサルタント業務</u>	(2) <u>前号に掲げる各施設の経営、運営・管理業務およびこれらに関するコンサルタント業務</u>
(6) <u>高齢者食事宅配サービス業務</u>	(3) <u>食事宅配サービス業務</u>
(7) <u>食品および食品加工販売ならびに日用雑貨の卸販売</u>	(4) <u>弁当、惣菜、食品、加工食品等の製造、加工および卸、小売ならびに日用雑貨の卸販売</u>
(新 設)	(5) <u>人材の育成、能力開発、技術向上に関する教育事業</u>
(新 設)	(6) <u>栄養管理指導業務</u>
(新 設)	(7) <u>労働者派遣業務および有料職業紹介業務</u>
(8) <u>不動産の売買、仲介および賃貸業</u>	(8) <u>不動産の売買、仲介および賃貸業</u>
(9) <u>医療機関、福祉施設等の建築の企画設計ならびに管理業務</u>	(9) <u>医療機関、福祉施設等の建築の企画設計および管理業務</u>
(10) <u>損害保険代理店業務</u>	(10) <u>損害保険代理店業務</u>
(11) <u>前各号に附帯する一切の業務</u>	(11) <u>前各号に附帯する一切の業務</u>
(本店の所在地)	(現行どおり)
第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。	(公告方法)
(公告の方法)	第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。	第2章 株 式
第2章 株 式	(発行可能株式総数)
(会社が発行する株式の総数)	第5条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。
第5条 当会社が発行する株式の総数は、40,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	(自己株式の取得)
(自己株式の取得)	第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を買受けることができる。
第6条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	(単元株式数)
(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)	第7条 当社の1単元の株式数は、1,000株とする。
第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。	(8条2項に移項)
2 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)について、株券を発行しない。	

<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて1单元となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。ただし、当社が当該請求に係る株式を保有しない場合、その他株式取扱規程に定める場合は、この限りではない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は株式に係る株券を発行する。 2 前項の規定にかかわらず、当社は单元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(单元未満株主の売渡請求)</p> <p>第9条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、買増しという)を当社に請求することができる。ただし、当社が当該請求に係る株式を保有しない場合、その他株式取扱規程に定める場合は、この限りではない。</p> <p>(单元未満株主の権利制限)</p> <p>第10条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 前条に規定する单元未満株式の買増しを請求することができる権利</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、单元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社が発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、单元未満株式の買取りおよび買増し、そ</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他</p>

<p>その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 <u>定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。</u></p> <p>2 <u>株主総会は、東京都渋谷区、札幌市またはこれらに隣接する地においてこれを招集することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p>2 <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 <u>株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、株主総会において議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p>	<p>株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 <u>定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2 <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 <u>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p>
--	---

<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>2 <u>商法第343条の定めによる決議および商法その他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、<u>議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (新設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員によりまたは補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 当社は、<u>取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</u></p> <p>2 代表取締役は当会社を代表し、<u>取締役会の決議に基づき、当会社の業務を執行する。</u></p> <p>3 取締役会は、その決議により、<u>取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事については、<u>法令で定めるところにより議事録を作成する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第19条 <u>当社は取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員により、<u>または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、<u>取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 代表取締役は当会社を代表し、当会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。</u></p>
---	--

<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。 (新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第26条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、<u>取締役の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内でこれを免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、その社外取締役が商法第266条第1項第5号の行為により当社に損害を与え</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事については、<u>法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む。)の賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任</u></p>
--	---

<p><u>た場合において、職務を行うにつき善意にしかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (新 設)</p> <p>(監査役の員数) 第28条 当社の監査役は、7名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第31条 監査役は、<u>互選により、常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規程) 第35条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金) 第36条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p><u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第32条 <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の員数) 第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任) 第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第35条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第36条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第37条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第39条 監査役会における議事については、<u>法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程) 第40条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等) 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
---	--

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、<u>監査役</u>の責任につき、<u>その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により法令の定める限度内でこれを免除することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第43条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第44条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第45条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第46条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第38条 当社の営業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第39条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>これを支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下「中間配当」とい</u></p>	<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第47条 当社の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第48条 当社は、<u>株主総会の決議をもって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第49条 当社は、<u>取締役会の決議をもって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金</u></p>

<p>う。)を行うことができる。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第41条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(設立に際し発行する株式)</p> <p>第1条 当会社の設立は、商法第364条の株式移転による。</p> <p>2 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、普通株式 13,979,664 株とする。</p> <p>(最初の営業年度)</p> <p>第2条 当会社の最初の営業年度は、本定款第37条の規定にかかわらず、当会社設立の日から平成16年3月31日までとする。</p> <p>(最初の取締役および監査役の任期)</p> <p>第3条 当会社の最初の取締役および監査役の任期は、本定款第18条および第29条の規定にかかわらず、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>の配当(以下「中間配当」という。)をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第50条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p>
---	---

以 上